

○高圧ガス 四方山話 その8

【単独第2種製造設備】

四方山話その7では、規制緩和について触れましたが、今回も規制緩和に関する話題を取り上げます。

H28年の規制緩和により第1種製造事業所内^{注1)}にあっても独立した第2種相当の製造設備(単独第2種製造設備)は、第1種製造設備に含めなくても良いことになりました。これは具体的にどういうことなのでしょう。第1種製造設備を持つ事業所は、当然第1種高圧ガス製造事業所として許可を受け、登録します。そのような事業所では、第1種製造設備から独立した少処理量の製造設備も全て第1種製造設備に組み込まれていました。また、少処理量の製造設備がいくつか事業所内にある場合は、それらの処理量の合算がある値(第1種製造事業所相当)^{注1)}に達すると事業所全体で第1種製造事業所の許可申請対象となっていました。それが規制緩和により、製造設備はそれぞれの処理能力が問われるようになり、少処理量製造設備(単独第2種製造設備)は第1種製造設備から外すことができるようになりました。

それでは、本学の場合を見てみましょう。現在、伊都キャンパスは第1種製造事業所となっていますが、それは水素ステーションと低温センターが第1種製造相当の製造設備だからです。伊都キャンパスには、それら以外に単独第2種製造設備の実験装置等が数十台あります。これまで、これらの実験装置等を改修・変更する際には基本的に全て「変更許可申請」が必要でしたが、この規制緩和を受けて単独第2種製造設備の実験装置は、「変更届」で済むようになりました。「変更許可」は事務的負荷が大きく、まず工事前に許可申請を行い、許可が下りてからの工事着工となり、且つ工事後の完成検査が求められています。一方、第2種製造設備における「変更届」は、事前に「変更届」を提出する必要がありますが、完成検査はありません。また、特に処理量が30m³/日未満の製造設備は定期自主検査の義務からも外されます。このように、第1種製造事業所内の独立した少処理量設備の単独第2種製造設備への切替はメリットがありますので、令和2年度から3年度に掛けて、伊都キャンパス内の全ての第2種相当の製造設備を分離独立させています。尚、H28年の規制緩和以降、新設の第2種製造設備相当の実験装置は、全て単独第2種製造設備として「届出」しています。

ところで、単独第2種製造設備に切り替える際に、注意すべき点があります。これまで、第1種製造者(伊都キャンパス)が許可を受けたところに従って高圧ガスを貯蔵するときには、貯蔵所の許可が必要ありませんでした。即ち、ある特定の貯蔵所は貯蔵所の許可・届出がなされていない状況があります。もし、単独第2種製造設備に切り替える際に当該貯蔵所も第1種製造設備から切り離す場合には、新たに貯蔵所の許可または届出が必要となる場合があります。事実、伊都キャンパスでは、一部のCEと貯蔵庫を合算して第2種貯蔵庫として新たに届出した物件があります。

尚、馬出キャンパスも第1種製造事業所として登録されています。病院が所有する大型の液体酸素タンクと液体窒素タンクにより多量の合成空気を製造していますので、これが高圧ガス第1種製造に該当します。勿論、伊都キャンパスと同様にその他の少処理量製造装置は、単独第2種製造設備への切替を検討しているところです。

また、筑紫キャンパスはどうでしょうか。筑紫キャンパスはそれぞれの製造設備を合算しても処理量が規定値（第1種製造事業所相当）を超えていないので、第2種製造事業所となっています。しかし、他キャンパスとの整合性を確保するために同様な仕分けを行っています。これまで、全ての製造装置の処理量を合算届出していましたが、全ての製造装置を単独第2種製造設備として届出し直しました。従って、今後、新たに小処理量である単独第2種製造設備が増設されても、合算による第1種製造事業所への変更はありません。

このように、本学では製造設備の仕分けを行っています。R3年度には全ての仕分けが終了する予定です。

注) 事業所の分類

<参考資料>

高圧ガス保安法に依る事業所の分類

高圧ガスハンドブック第3次改訂版（日本産業・医療ガス協会）p.143

以上

(2021/1/18)

※コラムの内容はあくまで福岡市との協議で判断された内容もありますので
各自治体の判断が異なることがあります。